

資料紹介

# 亀井茲矩年回忌関係資料

凡例

- 一、本資料は、宝暦十一年の亀井茲矩百五十回忌、文化八年の同二百回忌、万延二年の同二百五十回忌に関するものである。資料は、鳥取県立博物館蔵「控帳」、「御国日記」、「在方諸事控」のものを収録した。
- 一、資料の体裁は、つとめて原文の形にそうようにしたが、編集の関係で便宜上の割付を行ったものもある。
- 一、漢字の体裁は原則として常用漢字を用いた。
- 一、適宜、読点および並列点を付した。
- 一、一部(図)として写真を貼り付けた。

一、宝曆十一年百五十回忌資料

(一)「控帳」

(宝曆十一年) 正月廿五日

一、真田平四郎儀亀井能登守殿より古武蔵守殿百五十回忌明廿六日鹿野於讓伝寺法事御執行ニ付、御代香御使者去冬被仰付置候付、今日出立、御口上書・焼香木御用人相添之、御香典ハ無之事

二、文化八年二百回忌資料

(一)「御国日記」

(文化八年正月) 廿四日

一、杉田源六儀前記之通於鹿奴亀井隱岐守殿より法事執行有之二付、為御代香今日出足致候付、御口上書・焼香木御用人より相渡御香典は無之事

(二)「在方諸事控」

一、(文化八年) 二月朔日

一、亀井武威守様式百回御忌ニ付、当月廿四日より同廿六日迄御法事有

之二付、向方為御代香御家老多胡織人罷越ス、外元締役山口金治・同断唐戸番兼中村惣治・唐戸番陶山忠左衛門・筆役尾野彦治上下式拾六人、正月十九日山宮村覚兵衛宅え、何れも一所ニ致到着候、右ニ付為御会釈在下御吟味役荒川伊兵衛罷出候様被仰付、同廿日出立にて今市村惣兵衛宅迄罷越し、直ニ山宮村覚兵衛呼ニ遣候所、罷越候付、此度御遠忌ニ付向方御役人罷越候由、右為御会釈私儀是迄出浮候ニ付、何ぞ御用向も有之候は無御遠慮被申候様、右覚兵衛え申遣候所、多胡織人より段々被為入御念候段、厚御礼申呉候様旨にて、覚兵衛迄申越候、并為挨拶向方旅宿え可罷越趣、覚兵衛迄申遣候所、御出も被下候ハ御礼申度旨、覚兵衛を以申越候付、山宮村庄屋・年寄迄罷越し、覚兵衛を呼ニ遣候所、直ニ罷出、下奉行召連旅宿へ罷越候所、玄開下座薄縁え若党兩人出迎座敷へ案内致ス、織人え対面致し候所、段々被為入御念、別て難有と挨拶致し候ニ付、為其今市村え出浮候ニ付、御用向も御座候は可被申聞旨申置罷歸候所、織人玄開板場迄送り出候、若党兩人、又下座薄縁迄罷出候、并此方刀若党先ニ持出、伊兵衛え相渡候ニ付、請取罷歸候、其節此方着用綿服継上下、織人ハ絹服継上下也。一、殿様御代香杉田源六被仰付、同廿四日しかめ迄罷越、并着用熨斗目長上下也、廿六日四時讓伝寺え罷越候処、向方小役人讓伝寺玄開え罷出候、夫より副司本堂え鼻引致し候ニ付罷通り候処、織人罷出挨拶致し候内、無間も又副司罷出、御代香相勤候様案内致し候ニ付、織人より先ニ御焼香相勤候、并御料理ニ汁六菜・御茶・御菓子色々出候、夫より罷歸候節、織人初メ小役人送り出候、右織人為挨拶此方旅宿え罷越候様申聞候得は、源六一通り及辞退候ニ付、罷越不申事

一、其節源六供廻り若党として下奉行兩人、鍮・傘・挟箱・草履・雨駕籠、尤駕籠四枚也

一、鑓持は裏判所へ書廻し請取、駕籠人足ハしかぬ迄村送り  
 一、右御法事二付、前廉御普請奉行中嶋儀左衛門・下奉行兩人罷出、しかぬ近辺往來筋道橋損候場所直し置、并此御方よりも讓伝寺門外左り松葉小屋え下奉行六人にて、三人宛法被・袴着用にて相話候  
 一、明後日、向方御役人罷帰候二付、廿九日暇乞として旅宿え罷越候様、伊兵衛より申遣候所、及辞退候二付罷越し不申、依之下奉行代り二遣候所、又向方よりも為答札下役罷越候事

### 三、万延二年二百五十回忌資料

#### (一)「御国日記」

(万延二年・文久元年正月) 廿四日  
 一、多羅尾嘉兵衛儀前記有之通於鹿奴、亀井隠岐守殿より法事有之為御代香今日致出足候付  
 御口上書・御焼香木御側御用人より相渡之、御香典は無之事

#### (二)「在方諸事控」

(万延二年・文久元年正月) 正月廿日  
 (中略)  
 「亀井隠岐守殿御先代、故武蔵守殿式百五拾回御忌被相当、依之向方御家来御差越し、気多郡しかぬ於讓伝寺、御法事被成御執行候二付、御郡

奉行・在下吟味役同所え出張中日記」

正月廿日

一、亀井隠岐守殿御先代故武蔵守殿、御法号中山道月殿二百五拾回御忌被相当、依之気多郡しかぬ於讓伝寺、当月廿四日より廿六日迄御法事被為御執行候段、向方より申来り候旨、去年十二月、同寺並山宮村郷士田中覚兵衛より申達し候付、先例取調候処、文化八年式百回御忌御相当之節は、正月十九日、向方御家来御差越し有之二付、直二右為御挨拶、在下吟味役老人今市村え出張被仰付、并御代香杉田源六被仰付、同廿四日しかぬえ出張、同廿六日、御代香相勤候由付留メ有之候得共、次第柄不具、取扱振り不分二付、其段御勤役書記役え在下吟味役より移り合候処、右は去冬於江戸表、向方より右御家来罷越し候節、御領内人馬繼立等諸事御頼、并御法事中御仕向等之儀堅御断、右御案内御頼旁御使者到来致し候段申来り候二付、其段御勤役より左之通申達し居申旨、并此方御代香其外御取扱振り之儀は、御勤部屋にて先例不相分二付、在方先例取調委敷書付にして御達し致し呉候様及返答候二付、猶又其段御帳奉行えも移合候処、右達し書、旧臘御勤役より申達し候二付、直二長役え御用懸りより可被相渡管之処、混しにて、其儀延引相成り居申旨にて、在御目付迄相廻し、并二御代香之儀、先年は御郡奉行差支、杉田源六え被仰付候旨及返答候二付、右人馬繼立之儀は、無差支取計候様、気多・河村・久米・八橋・汗入・会見六郡え申遣し、并二御代香且在下吟味役老人出張、其外張番等之儀は、伺扣二有之通申達し候処、御聞届相濟、今日左之趣郡方御用懸り受持但馬殿より申来り候事

亀井隠岐守殿御先代武蔵守殿、御法号中山道月殿、来西年式百五拾回御忌御相当二付、鹿野御菩提所讓伝寺え御家来御差送り、先例之

通正月廿六日法事被成御執行候二付、追て御領分通行之節、駅之人馬継立方等、諸事御頼並御法会中御仕向等之儀堅御断、右御案内御頼旁御使者来り候事

亀井隠岐守殿にて、故武蔵守殿、来ル廿六日式百五拾回忌被相当、依之鹿奴於讓伝寺、隠岐守殿より法事執行有之、代香被差向筈二付、其節其方共儀御代香被仰付候間、御側御用人承合、寺社奉行・在御吟味役申談、熨斗目長袴着用申合可被相勤候、以上

正月廿日

猶以勤廻り名前可被申達候、以上

正月廿一日

一、右二付、御郡奉行多羅尾喜兵衛儀御代香相勤候段、左之小書之通昨日申達し置候処、御口上書・御焼香木相渡し候間、明廿二日五ツ半時、登城致し候様、御側御用人助高澤省己より申越し候二付、則罷出候処、左之御口上書并御焼香等左之通相渡し候事

亀井武蔵守様式百五拾回御忌御相当二付、来ル廿六日、気多郡しかぬ於讓伝寺御法事御執行被成候二付、其節御代香相勤候様被仰付、私相勤申候、此段御達し申上候

多羅尾喜兵衛

亀井隠岐守様

中山道月様御遠忌二付、於当寺御法事御執行被成候旨、依之為代香以使者申入候

正月廿六日

一、伽羅式切入 式包

一、右御法事二付、向方御家来、左之通昨十九日、覚兵衛手前え罷越し、左之小書之通申達呉候様相頼候段、右同人より長役え以書状申達し、且村方よりも左之達し書差出し候二付、右小書は、今日喜兵衛より其儘小仕置え申達し候事

亀井隠岐守先祖武蔵守式百五拾回忌二付、来廿四日より廿六日迄、御当所於讓伝寺、法事執行致度、為代香拙者儀罷越、并左之人数滞留致候、此段宜御達し可被下候、以上

正月十九日

亀井隠岐守内

湯舎人

元締

中村弥三右衛門

斎藤国五郎

唐戸番

大草忠兵衛

石田郡太夫

上下合人数四拾人

乍恐御達し申上候覚

一、此度亀井武蔵守様式百五拾回御忌二付、於讓伝寺、廿四日より廿六日迄御法事御執行被成候、為御代香湯舎人様今十九日八ツ時、田中覚兵衛様御宅え被成御着候間、此段御達し申上候、以上

万延二年

西正月十九日

気多郡山之宮村

組頭

直十郎

庄屋

善右衛門殿

夫々奥書有

敷儀無之様申論し置候様、那役共え申聞置候事

正月廿二日

一、今早朝右元々役中村弥三右衛門儀、此方旅宿え罷越し、左之通申述候二付、左之通及返答置候事

但し、弥三右衛門儀、刀は次之間え差置候二付、下奉行え申付同間え為入候事

中村弥三右衛門口上

一、右為御挨拶、在下吟味役大塚章造え出張申渡、今日出立、今市村中庄屋竹森幸次郎手前え罷越し、何角様子聞合度之処、田中覚兵衛儀は未タ幼少のもの二付、先例能承知致し候代人差越候様用人手前え申遣し候処、親類八幡村周助と申者罷越し候二付、名前札相渡し、左之通舎人え申達し候様申含差返え、尤早及晚景居申儀二付、差支之儀も有之候ハ、右挨拶二は明日可罷越間、其段差含申達し候様申付置候事此度、故武蔵守様御遠忌二付、遠路御越し之由御苦勞奉存候、右為御挨拶私儀今市村え出張罷在候間、何ぞ御用事向も有之候ハ、無御遠慮被申聞候様、尤追付参り可及御挨拶旨

一、右之趣周助儀罷歸、覚兵衛を以申達し候処、旅宿手狭、殊二夜二入候儀二付、何様旅宿え罷越し候儀は相断呉候様、何れ明朝は向方より挨拶二罷越し断致し可申旨、御法事元々役より相答候旨、并右挨拶えは明朝罷越し候方都合宜敷、右周助儀猶又罷越し申出候二付、左候得は当夕は差扣可申旨申聞差返し置候事

一、舎人儀明廿二日五ツ時しかぬ幸盛寺え参詣、夫より城山一見之上、同所三光院にて昼弁当致し歸着致し候答之旨、田中覚兵衛より及通達承置候事

但し、右道筋村々始メ其外舎人儀通行致し候村々えも惣て無礼ケ間

敷儀無之様申論し置候様、那役共え申聞置候事

正月廿二日

一、今早朝右元々役中村弥三右衛門儀、此方旅宿え罷越し、左之通申述候二付、左之通及返答置候事

但し、弥三右衛門儀、刀は次之間え差置候二付、下奉行え申付同間え為入候事

中村弥三右衛門口上

此度隠岐守先代故武蔵守式百五十回忌ニ相当り、右法事於讓伝寺致執行候二付、隠岐守為代香、舎人儀罷越し、其段田中覚兵衛を以御届ヶ申候処、為御挨拶当所迄御出張被下、殊二道・橋等ニ至迄結構御直し被下、重々被為入御念候儀奉存候、併御地領之者多人数罷越し候二付、為御手当御出張之儀二候得は不及沙汰候得共、右等為御挨拶御出張と御座候得は、早々御引取被下度、何れ右之趣罷歸り、隠岐守え申聞候得は、定て大慶致し可申旨、且又舎人旅宿も普請中手狭にて御出被下候ても失礼二付、御出被下候儀は、達て御断申度、為其私儀罷出候様舎人申聞候旨

此方返書

御口上之趣被入御念候儀御座候、此度故武蔵守様御遠忌二付、於讓伝寺御法事被成御執行候二付、為御代香遠路御越し之由御苦勞奉存候、右二付為御挨拶私儀当村迄出張罷在候間、御用事向も有之候得は、被申聞候様可申述旨重役申付候、右為御挨拶昨夕御旅宿迄参り可申答之処、夜二入候二付差扣居申候処、早々御使之趣痛入候、何れ参以御挨拶可申旨

一、右之通申述罷歸り候二付、直二舎人旅宿え可参と存し居申内、同人儀しかぬえ罷越し候旨にて門前通行致し候二付、見合居申内、八ツ時

前帰宿致し候段覚兵衛方より申越し候故、下奉行召連今市村役人へ為致案内罷越し候処、覚兵衛代人山宮村虎三郎并同村組頭共、途中迄出迎居申、案内致し候二付、旅宿え罷越し候処、玄関下座薄縁迄若党兩人出迎、座敷え案内致し候故、刀は舍人居間次之間え差置、其内同人儀も出迎、居間え案内致し候二付、対面前文之通御挨拶申述候処、段々被為入御念難有、猶御重役え宜御札申上可被下、何れ御旅宿え罷越し御札可申と挨拶致し候二付、不及其儀旨申置罷歸り候処、舍人儀玄関迄送り出、若党兩人又下座薄縁迄罷出候、尤此方刀は、始終次之間え差置、其脇え若党老人付居申、罷歸り候節先二持出、右薄縁にて章造え相渡し候事

但し、其節此方着用綿服継上下、下奉行紋付袴、舍人は絹布継上下之事

一、右法事二付、前廉御普請奉行助西尾太平儀、気多郡古仏谷御番人忠四郎召連罷出、御普請部屋諸事扣二付留メ有之通りしかぬ近辺往来筋道・橋損し所直し置、并此御方より讓伝寺門外西之方え幅七尺・奥行八尺之松葉小屋御取建、此方召連候下奉行共七人にて、三人宛紋付表着、法皮（被）袴着用、御法事中相詰候、尤出番中御寺詰之外は同寺門内え通行之者差留候心得之処、同寺え別ニ通用門無之趣二付、右にて差支は無之哉と下奉行を以讓伝寺え為懸渡置候処、寺男えは、左之木札腰ニ為提候間、差通し呉候様、并二左之門通り札持參之者、且寺院僧侶は手札無之ても差通し呉候様、尤各寺より不時二宗用申參り候節は手札無之事故、門前百姓家桑三郎と申者方申者方え差向、同人より通達致し候様、左候得は右之者共儀は、門内路次より庫裏え差通し申度旨下奉行旅宿迄副司罷出申談し候段申達し候二付、其通り為取計候事



但し、右松葉小屋、先年は式間二沓間半之由、御郡え付留有之候得共、余り大造、其上当時にては門前手狭二付右之通取建候事

一、右下奉行出番制限之儀は、舍人參詣之刻限、前日田中覚兵衛より章造迄為致通達、前廉出番致し候様申付候、且又舍人義、番所前通行之節は、番所前え出、平日御郡奉行え致会釈候通丁寧ニ致会釈、并此方御代香參詣之節も同様会釈致し候様申付候、并御法事未明より始り日暮相済候事も有之二付、御紋付台灯燈裏判所より請取罷出、右番所前より為燈候事

但し、右出番之下奉行え、御法事中廿四日・廿六日は昼支度、廿五日は朝昼共支度寺にて差出し候得共、讓伝寺より差出候支度之由二付、別段御札ニは及不申、并右出番中讓伝寺門前之百姓桑三郎手前え休息宿同寺より申付有之事

一、下奉行共右之通出番致し居申候処、向方番所より相詰候名前書相廻し候様申出候由二付、下奉行七人之名前札為相廻候事

一、右法事に付、御代香同廿四日しかぬえ出張、同廿六日讓伝寺え相詰候先例二候得共、中寺日しかぬえ滞留致し候ても、外御用向も無之、必竟（畢竟）先例二任セ、右廿六日御代香相勤候儀二付、此度は一座申談し之上、去ル廿五日出立、しかぬえ罷越し、右御法事二付御代香として御使者しかぬ罷越し居申候二付、宜取計呉候様、并明廿六日何

時御寺へ相詰可然哉と大庄屋原田五左衛門を以譲伝寺え為及沙汰置候  
 処、翌廿六日舍人方より五ツ時相詰呉候様、使を以申越し候二付、腰  
 明熨斗目、長上下着用、小サ刀にて譲伝寺え罷越し、下乗札之処にて  
 下乗致し、本堂正面え罷越し候処、玄関前土間薄縁え唐戸番兩人出迎  
 居申故、刀は此方若党え相渡し置、小サ刀にて薄縁え上り、唐戸番え  
 及会釈、本堂板之間迄上り候処、副司出迎居申、書院え案内致し候二  
 付、罷通り候処、跡より唐戸番此方刀を若党より請取持参り座付候後  
 え差置退、暫して副司、舍人名前札持参、此度遠忌二付、此方よりも  
 名前札差出し、此度御遠忌二付於当寺法事執行致し候処、被為入御念、  
 御代香として御使者遠路御出張被下、忝旨申越し候二付、此方よりも  
 名前札差出し、此度御遠忌二付遠路御越之由御苦勞奉存候、右御法事  
 二付代香として罷越し候旨、副司を以申遣し候処、無程舍人儀為挨拶  
 書院え罷越し、尤先例此方は床を後にして、  
 御口上書之趣及演舌候趣二候得共、座敷振り不都合二付、此度は床を  
 横にして

御口上書之趣致演舌候処、舍人儀段々被為入御念、殊二道・橋等二至  
 迄結構被成下、此旨罷帰り、隠岐守儀當時在府中二付、急飛を以逐一  
 申遣し候得は、定て可致大慶、何れ於彼地御礼申上候儀と奉存候旨申  
 述、少し退き自分之致挨拶候二付、此方も少し退キ及挨拶、其節譲伝  
 寺和尚も罷出及挨拶、兩人共退キ無間も副司罷越し、先年は御代香此  
 切えは御詰無之候得共相詰可申哉と申出候二付、任其意候処、直二鼻  
 引致し本堂内陣北之方沓間え金腰屏風付有之、同所え座付候様致案内  
 候二付南面二座ス、舍人儀内陣南之方え同様金腰屏風付北面二座ス、  
 夫より僧侶本堂え並居問答始り、畢て副司罷越し暫休息致し候様申、  
 鼻引致し候二付、一先書院え引取候処、無間副司又々罷越し相詰候様

申、鼻引致し候二付、以前之通相詰候処、夫より誦經相畢り、内陣と  
 本堂之境敷居之外え香台差出し、又副司罷越し御代香相勤候様申聞鼻  
 引致し候二付罷越し候処、本堂前板之間にて副司下座致し候二付、会  
 釈致し御焼香相仕廻、板之間迄退候処、又副司鼻引以前之詰所え引取  
 候処、夫より副司舍人鼻引致し、右板之間にて舍人え手水為遣、此方  
 同様御代香相勤、板之間迄退キ座ス、直二副司本堂え参り、御香台沓  
 間計り退ケ舍人え案内致し候処、同人義又本堂え入、自拜致し、畢て  
 以前之詰所え退座致し候処、副司又此方え罷越し、御法事相済候間書  
 院え引取候様申聞、鼻引致し候二付、引起居候処、御料理二汁七菜、  
 其外御茶菓子等色々差出し、副司饗応致し候二付、給居候内、和尚并  
 舍人為挨拶罷越し退キ候二付、其内給仕廻候処、無間も大庄屋罷出供  
 揃為致可然哉と申出候二付、其通り申付置候処、副司より供相揃候旨  
 申出、和尚并舍人共暇乞二罷出、唐戸番は此方刀取二罷越し持出候二  
 付、和尚舍人え致暇乞退出致し候処、和尚は本堂脇玄関内之間迄送り  
 出、舍人は右玄関迄送り候二付、種々御丁寧之御取扱忝と及挨拶、夫  
 より本堂板之間通り、副司鼻引にて罷帰り候処、以前之通り唐戸番此  
 方刀乍持、土間薄縁え下座致し、并田中覚兵衛儀も同所え送り出居申  
 二付、一通り致会釈、刀受取罷帰り、翌廿七日鳥取え引取、二月朔日、  
 式日御礼被為請候二付、致登城候処、其節右舍人口上之趣荒増小書二  
 して差出し候様、御用人白井重之進より申聞候二付、其通り認メ差出  
 し置候事

但し、舍人儀右玄関迄送り出候節、何れ旅宿え罷越し暇乞致し可申  
 旨申聞候二付、此砌主用差湊居申二付、是より用意次第城下え引取  
 候積り候間、其儀相断候旨相答候処、左候得は使二ても差越し可申  
 旨申聞候二付、其儀も相断候処、左すれハ是より墓所えも参詣致し

一度心得之処、彼是遅り候二付、乍失礼其儀不致、何れ御礼等は隠岐守より可申上と申相分れ候事、且又右長上下は、此度頂戴被仰付候筈二候得共、當時有合無之故、相對にて御紋付菱てつく之分都合致し置呉候得は、頂戴之分は追て相廻し可申旨、御用人より申談し候二付、其通り取計置候処、三月十八日、左之通頂戴被仰付候旨にて、御小納戸より相廻し候事

一、麻絹染長御上下老具

一、右之節、喜兵衛供廻り若党として、仕人老人・下奉行老人召連、并鐘・傘・挟箱・草履取・具足箱・駕籠舁四枚也

但し、鐘持・長柄持共、家来召連、挟箱・具足箱・草履取・駕籠人足は、しかぬにて大庄屋より取計居申事

一、舍人儀、同廿七日、勝宿并日光村蛇王権現え参詣、夫より横ヶ浜より湯村通り致帰宿候筈之旨、前廉覚兵衛より及通達、承置候事

正月廿九日

一、舍人義、明朝日明六ツ時出立、帰国致し候段、覚兵衛より申越し候二付、章造義暇乞旅宿え可罷越旨申遣し置候処、舍人義他出中之旨猶又申越し候故、差扣居申内舍人家来之由にて古川半蔵と申者、此方旅宿え罷越し、舍人義明朝日弥帰国致し候は、滞留中何角と被為入御念難有、右為御挨拶同人義可罷越筈之処、昨日より風氣不相勝、明日も押て出立致し候程之儀二付、其儀相断申度、并舍人旅宿え御出可被下旨先例覚兵衛迄御越し被下候由、千万忝奉存候得共、舍人義右等引籠中押て出立致し候程之儀二付、必其儀相断候旨申述候二付、折柄為御暇乞罷越し候心得にて支度致し候処、御他出中之旨覚兵衛より申越し、差扣居申候処、却て被入御念御使之趣近頃痛入候、併為御暇乞可罷越筈二候得共、右等之御様子二得は、御六ヶ敷可有之二付、其儀差扣申

候、何れ使二ても差遣セ可申と相答候処、折角其儀御断之為メ罷越候儀決て其儀相断候旨申聞置罷歸り候二付、直二名代として右病氣見廻暇乞旁下奉行忠次郎義、舍人旅宿え差遣し候事

一、右二付、宿々人馬繼立候先状差出し候段、覚兵衛より申達し候二付、右繼立差支不申様取計可申旨、御郡役人え申付候

一、右御法事二付、大庄屋・中庄屋共、日々左之通御寺え相詣、并御香奠も差出し候処、右為挨拶舍人より左之通り遣し候二付、致受納候旨大庄屋より申達し候事

但し、大庄屋・中庄屋御焼香申上候節は、香木白檀相用候由之事

廿四日

一、

大庄屋

原田五左衛門

中庄屋

原庄左衛門

竹森幸次郎

高田直次郎

廿五日

一、

大庄屋

原田五左衛門

中庄屋

後藤賢次郎

尾崎武平

原庄右衛門

竹中周三郎

廿六日

一、 右同断

一、 覚

一、 銀式両

大庄屋

原田五左衛門

一、 同壹両

中庄屋

後藤賢次郎

一、 同

尾崎武平

一、 同

原庄右衛門

一、 銀壹両

竹中周三郎

一、 同

竹森幸次郎

一、 同

鹿奴庄屋

和兵衛

右之通、亀井武蔵守様御年廻御法事ニ付、銘々寺詣為御挨拶、御先

方御役人より送り被遣候間、請取夫々え配分仕候ニ付、此段御断申

上候、以上

二月日

気多郡

原田五左衛門

〔付記〕

資料として年回忌で確認できるのは、宝暦十一年（一七六一）の百五十回忌、文化八年（二八一）の二百年回忌、万延二年（文久元年、一八六一）の二百五十年回忌である。藩政資料の中核である「控帳」「御国日記」ではわずかではあるが藩士を派遣した旨が述べられている。興味深いのは、「在方諸事控」である。とくに二百五十年回忌については長文の引用がされていて詳しい内容を知ることができる貴重なものである。

ところで、ここに出てくる亀井茲矩の墓は現在の鳥取市気高町山宮、通称武蔵山にある（『鹿野町誌上』）。山宮村の田中覚兵衛は、茲矩との由緒を持つ家であった。亀井茲矩の産業振興の一環で、茶山畑開墾の中心となった人物と思われる（同）。資料から明らかのように、年回忌の法要のときには、必ずこの田中覚兵衛を通じて鳥取藩も対応していることから、津和野亀井家とをつなぐ重要な案内人としての役割を持っていると考えられる。

一方、津和野から派遣されるのは、家老クラスで、しかも祖先に亀井家との深い由緒をもつ人物である。津和野亀井家がどれほど鹿野という「聖地」を大切にしていたかをみることができよう。また、資料からは、受け入れる地域住民たち（大庄屋・中庄屋等）も法要に参加することは勿論、津和野からの使者を丁重にもてなし、道や橋の修繕も行うなど最敬礼をもって迎えていたようだ。この地域が、近世を通じて亀井茲矩の由緒を守ってきた様子がかがえる。今後資料の発掘や分析を進め、是非追及してみたいテーマである。

（岸本 覚）